（法第五条第二十七項に規定する主務省令で定める便宜）

第六条の二十一　法第五条第二十七項に規定する主務省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

（指定事務受託法人の指定の要件）

第六条の二十二　法第十一条の二第一項の主務省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下この条において「質問等事務」という。）については、次のとおりとする。

一～四　（略）

（指定事務受託法人に係る指定の申請等）

第六条の二十三　令第三条の二第二項の内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

2　令第三条の二第二項の内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（支給決定の申請）

第七条　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　負担上限月額（令第十七条に規定する負担上限月額をいう。以下この節において同じ。）並びに療養介護に係る介護給付費又は特例介護給付費の支給決定の申請をしようとする障害者にあっては、療養介護医療費に係る負担上限月額（令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額をいう。）並びに法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第二号及び第三号の主務大臣が定める額（第二十一条において「負担上限月額等」と総称する。）の算定のために必要な事項に関する書類

二・三　（略）

3　（略）

（法第二十条第二項に規定する主務省令で定める事項）

第八条　法第二十条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（法第二十条第二項に規定する主務省令で定める者）

第九条　法第二十条第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一～三　（略）

（法第二十条第三項に規定する主務省令で定める者）

第十条　法第二十条第三項に規定する主務省令で定める者は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

（令第十条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項）

第十一条　令第十条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）又は特例訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）の支給決定を受けようとする障害者に係る医師の診断の結果とする。

（法第五条第二十七項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の二十一　法第五条第二十七項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

（指定事務受託法人の指定の要件）

第六条の二十二　法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下この条において「質問等事務」という。）については、次のとおりとする。

一～四　（略）

（指定事務受託法人に係る指定の申請等）

第六条の二十三　令第三条の二第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

2　令第三条の二第二項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（支給決定の申請）

第七条　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　負担上限月額（令第十七条に規定する負担上限月額をいう。以下この節において同じ。）並びに療養介護に係る介護給付費又は特例介護給付費の支給決定の申請をしようとする障害者にあっては、療養介護医療費に係る負担上限月額（令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額をいう。）並びに法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第二号及び第三号の厚生労働大臣が定める額（第二十一条において「負担上限月額等」と総称する。）の算定のために必要な事項に関する書類

二・三　（略）

3　（略）

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第八条　法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条　法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一～三　（略）

（法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第十条　法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

（令第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第十一条　令第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）又は特例訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）の支給決定を受けようとする障害者に係る医師の診断の結果とする。